

甲府地方裁判所委員会 議事概要

(甲府地方裁判所委員会事務局)

1 日時 平成17年12月7日（木）14：00～16：30

2 場所 甲府地方裁判所

3 出席者

(1) 委員（五十音順）

足立委員、飯村委員、井口委員、小野寺委員、加藤委員、川島委員、小林委員、中崎委員、南野委員、松島委員、向山委員

(2) 甲府地方裁判所

新堀裁判官（オブザーバー）、古山民事首席書記官、松本刑事首席書記官、萩原事務局長、天野事務局次長、鈴木家裁総務課長、越田地裁総務課課長補佐（書記）、高橋家裁総務課課長補佐（書記）、小沢庶務係長（書記）

4 議事等

(1) 新委員（井口委員）の自己紹介

(2) 司法制度改革についての概要説明

ア 飯村委員長による概要説明

イ 川島委員による司法修習制度に関する説明

ウ 加藤委員による総合法律支援の整備に関する説明（日本司法支援センターの活動内容等）

(3) 意見交換等

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマ

今回の議論等を踏まえて次回も引き続き司法制度改革をテーマとし、具体的な内容を整理して後日各委員に送付することとなった。

6 次回委員会期日

平成18年3月8日（水）午後2時00分から午後4時30分

意見交換等の概要

(1) 司法修習における給費制の廃止について

(問題提起)

- 司法修習生に対する給費制が廃止され、貸与制が導入されるとのことであるが、修習生にとっては重要な改革であると思われる。修習生の生活にどのような影響が生ずると考えるか。

(意見等)

- 法曹人口の拡大の要請と財政支出の兼ね合いの問題である。貸与制と言っても奨学金の貸与と同様と考えれば、特に生活に変化は無いと個人的には思う。
- 新しい法曹養成制度により、修習生が一挙に300人に増加し、その多くが弁護士になる。この状況を踏まえた上で給費制についての国民的なコンセンサスが得られるのならば給費制の方が望ましいとは思う。しかし、貸与制といつても実質的に奨学金と同じであり、返還は将来でよいのだから、修習生の生活への影響は小さいと思われる。
- 弁護士会としては貸与制に反対してきた。ロースクールで2年間の授業料を支払って、その後の司法修習では給与をもらえないと言うのでは酷である。また、貸与制では修習への専念義務と矛盾すると考えられるし、裁判官に任官すると返還を猶予されるとすれば納得は得られないだろう。

(2) 法曹の充足状況について

(問題提起)

- 法曹の充足状況についてはどう考えるか。

(意見等)

- 司法サービスが拡大すれば裁判官の数は増えて行くであろうが、裁判官だけでは裁判は運営できないので書記官や事務官も増やす必要があるし、建物も大きくしなければいけないだろうと思う。裁判官は10年の判事補経験を積んで判事に任命されるのであるが、今後判事補が2年の他職経験を積むこととなれば、その分裁判官が減少することにもなり、やり繩りが難しくなるであろう。
- 檢察庁は検察官と検察事務官がペアで事件処理にあたっており、検察官が増えれば検察事務官も増やす必要がある。しかし、治安情勢が悪化するにつれて刑務所と入管の増員が喫緊の課題となっており、検察事務官の増員は望めない状況である。

(3) 司法制度改革実施後の検証について

(問題提起)

- 司法制度改革が実施段階にあることであるが、数年後に見直しをするような機会があるのか。無いとすれば、それほど改革の中身がしっかりしたものだと言えるのか。

(意見等)

- 司法制度改革というのは、24本もの新制度や制度改正全てを総称するものであって、それらの制度を個別に見ていく必要がある。これらの新しい制度は全てほぼ同時に実施されているわけであり、新制度相互の役割もまだはっきりしている状況ではない。実際に動いてみて見直していくことになると思う。

(4) ロースクールの今後について

(問題提起)

- ロースクールの受験者数は初年度は約5万人であったところ、3期生となると3万人を下回る見込みである。これは想定済みの傾向であったのか。そうなると、大学としては今後、受験者確保が課題となってくる。

また、司法修習の修習期間が短くなったことの引き換えに、ロースクールのカリキュラムに実務修習に近い内容が期待されているようである。この実現のための裁判所や弁護士会からのサポートについてはどのように考えるか。

(意見等)

- ロースクールの運営については、予め画一的な内容を求めるのではなく、各大学の創意工夫を尊重するスタンスだったと思う。今後どのような特色を出していくかは大学の自由な選択であろうし、どのようなロースクールを選ぶかは学生の自由な選択に任せることになるのではないだろうか。

- ロースクールの学生に対する実務的なサポートについては、ロースクールを卒業した学生がどの程度の実務能力を備えているかを見極めつつ、どのようにフィードバックするかを検討することになるだろう。その後数年を経て、ロースクールと司法修習の役割について住み分けができるてくるのだろうと思う。

(5) 裁判官の他職経験について

(意見等)

- 他職経験2年とは、判事に任命されるまでの10年間のうちの2年である。「他職」とは、裁判官の職務以外ということで、行政庁への出向や民間企業も対象となるが、弁護士経験をすることも対象となり、その数も多いのではないかと予想されている。どういう紛争があるかを知ること、実際に当事者と接すること、また、裁判官とは異なる別の立場に身を置くことが、今後、裁判官としての実務の役に立つと思われる。

- 他職経験が2年間となると、かなりの減員効果となってしまうので、それをカバーする裁判官の転任のシステムが必要となってくると思う。
- 学生の社会科見学の感想文などを見ると、指導する先生の質によって、かな

りできが違ってくる。他職経験も色々やってもらいたい。

- 裁判官の本分は法律実務である。そういう意味では他職経験は回り道であり、リスクやマイナス面もあるかも知れないが、国民の納得という意味でも法律実務の充実に資するものであると思う。

(6) 少額訴訟について

(問題提起)

- 少額訴訟を業者が悪用するケースを聞いたことがある。申し立てる業者は訴訟に慣れていたり弁護士を依頼したりするが、申し立てられた消費者は素人であり、訴訟手続のハードルは実際高い。手續がよく分からなくて期日に出頭しないようなこともある。そのような仕組みで良いのであろうか。

(意見等)

- 申し立てられた消費者としても、言い分がある場合は出廷するか、少なくとも答弁書を提出すべきであろう。このような簡易迅速な訴訟手続は、消費者の保護のみを目的としたものではなく、原被告どちらの立場からも利用しやすい制度として設計されている。もし、素人であり手續が分からないのであれば専門家に相談したり、手続的なことであれば裁判所に相談してもらいたい。

- 簡易裁判所が金融業者の取り立て機関になっているのではという話もあったが、この話もその延長上にあるのではないかと思う。そもそも少額訴訟は市民が簡単に手續を行えるようにという意図で日弁連が制定を要求した経緯もある。裁判所は手續説明を丁寧にしていると思うし、ある日突然判決が送られてくるということはないので、最低限の知識は備える必要があるのでないかと思う。

- 民事手續にも大きな金額を対象とするものから小さな金額を対象とするものまで色々あり、判決の効果に見合った丁寧な手續が用意されている。小さな額の手續は簡易迅速性や効率性が要求されるのであるが、それゆえのウィークポイントもないではない。確かに最近、裁判所を利用した振り込め詐欺も発生している。しかし、被告側にも争う権利は守られているのであり、裁判所としては制度の理解を得るために説明を尽くし、乗り越えていかなければならないものと思う。

(7) 司法制度改革と国民の意識について

(意見等)

- 改革が実施されたといって、入れ物が変わったということであって、それに見合うように、人の意識も変わっていかなければならぬと感じている。かつて新民法が施行された時もそうであったが、国民の意識は時間をかけて徐々に変わっていったように思う。司法制度改革についても国民一人ひとりが自己責任を自覚して意識改革していくかなければならない。裁判員制度についても

っと理解を深めなければならないと思う。

- かつて国民の意識として、裁判は紛争解決の最終手段であったと思うが、最近は裁判で決着をつけることを念頭に置きつつ、他の選択肢を模索するような意識が高まっているという印象がある。

(8) 裁判員制度について

(問題提起)

- 裁判員制度に関して、いわゆるトラブルメーカーなどが裁判員に任命された場合に、あまりそのような人に裁かれたくないと言った意見を聞いたことがある。選ばれた裁判員によっては公平な裁判を受けることができないのではないかという心配があるのだと思う。

(意見等)

- 不公平な裁判をするおそれがあれば不適格事由となり、裁判員に任命されないのであるが、その「不公平なおそれ」については客観的に判断していかなければならない。例えば、裁判員の候補者が不公平な裁判をする旨を宣言すると裁判員に選任されないとすれば、裁判員制度自体が成り立たなくなる。また、公平な裁判をする自信がない人がいても、裁判は一人で決断するのではないかから、6人の裁判員と3人の裁判官で議論を交わし、もみ合うことで乗り切れると思う。具体的な不適格事由の判断基準はこれから詰めていかなければならぬと思う。

- 不公平な裁判をするおそれがある者がいても、訴訟関係人が選任手続において、特定の候補者を指定して裁判員から外して欲しい旨の意見を述べれば、裁判員から外れてくれるシステムもある。